アメリカ合衆国における最初の職業教育連邦補助法 (スミス・ヒューズ法) の成立過程

横尾 恒隆

Enactment Process of the First Act for Federal Aid to Vocational Education (Smith-Hughes Act) in the United States.

Tsunetaka YOKOO

はじめに

今日日本では、「公教育としての職業教育・訓練の比重の低下」¹⁾ が進行する一方、ニート、フリーター問題に象徴される青年の失業問題の下で、「教育の職業的意義」²⁾ について検討する必要性が提起され、改めて公費による職業教育・訓練の必要性も再認識されつつある³⁾。

以上の問題意識から本稿では、アメリカ合衆国(以下アメリカ)で最初の職業教育連邦補助法であるスミス・ヒューズ法(正式名称:「職業教育振興を規定する、すなわち農業や工業におけるこのような教育の振興に関する州との協力、職業科目の教員の養成に関する州との協力を規定し、資金を割り当て、その支出について規制する法律」)の制定過程解明を意図する。同法は、単に職業教育への連邦補助について規定していたのみならず、①連邦補助の対象となる職業教育の条件(「公的に維持され管理された」ものであること、「カレッジ段階より下」で「14歳以上」の者を対象としたものであること)、②補助対象となる職業教育の分野(農業、工業、家政)、③補助対象となる職業教育機関の種類(全日制、定時制、夜間)及びそれぞれの教育課程の条件((a)全日制工業、家政教育機関では、授業時間の半分以上を「実際的な課業」に充てる、(b)夜間工業、家政教育機関については、生徒の日常の業務を補完する教育に限定する、(c)定時制工業、家政教育機関では、若年労働者の知的・職業的知性を向上させるあらゆる科目も補助対象にする)など、その後のアメリカにおける職業教育制度の骨格となる規定を含んでいた。その意味でこの法律は、「公教育としての職業教育の制度化を促し職業教育制度の基本を構築した」ものであり、「合衆国教育史上の画期の1つ」50として評価される。

こうした教育史的意義を持つスミス・ヒューズ法については、アメリカと日本の双方において研究が蓄積されてきた。多くの先行研究が示すスミス・ヒューズ法の制定過程は以下のようなものである。まず 1906 年のマサチューセッツ州における「ダグラス委員会報告書」提出や同年の全米産業教育振興協会(National Society for the Promotion of Industrial Education、以下NSPIE)結成をきっかけにして全米各地で職業教育運動(vocational education movement、産業教育運動(industrial education movement)ともいう)が展開された。この運動の下で職業教育連邦補助法制定を求める動きが強まり、それを反映した形で連邦議会に「職業教育国庫補助委員会」(the Commission on National Aid to Vocational

Education、以下「国庫補助委員会」)が設置され、この委員会報告書提出を受けてスミス・ヒューズ法が制定された⁶⁾。

以上が先行研究の示すスミス・ヒューズ法の制定過程であるが、これらの研究の多くでは、議会に提出された法案や職業教育への連邦補助をめぐるNSPIE内部の議論に関する実証的な研究は、ほとんど行われていないように思われる。この点は、ベネット『手工・産業教育史 $1870 \sim 1917$ 年』 $^{7)}$ (History of Manual and Industrial Education 1870 to 1917)、ホーキンス等の『職業教育の発展』 $^{8)}$ (Development of Vocational Education) のように伝統的な職業教育史研究の系譜に位置づく研究のみならず、アメリカ教育史を官僚主義化や階級構造に対応した教育制度の確立の歴史として捉える「再解釈主義」教育史学の影響を受けたそれにもみられる。

こうした状況の下で $S \cdot L \cdot \text{pr}$ (S. J. Lloyd) の研究 9 は、NSPIEの執行委員会や理事会の議事録などの一次資料を分析し、同協会がスミス・ヒューズ法制定に果たした役割を中心に、この法律の制定過程を一定程度解明している。しかしロイドの研究の場合も、議会で審議された法案は一部を除き分析の対象とされていない。このため彼の研究においても、NSPIEの議論が法案の内容の変遷に与えた影響は完全には解明されていないように思われる。それと同時に彼の研究についても、スミス・ヒューズ法の制定過程を、「ダグラス委員会報告書」提出とNSPIE結成→職業教育運動展開→「国庫補助委員会報告書」提出 \rightarrow スミス・ヒューズ法制定という一貫した流れのものと捉える、先行研究の枠組みを踏襲した側面のあることは否定できない。

以上のように先行研究については、スミス・ヒューズ法の制定過程の解明に当たって、連邦議会に実際に提出された法案の分析が一部を除いて行われていないと考えられる。また同法制定に際してNSPIEの議論が与えた影響についてもほとんど解明されていないように思われる。しかしそれにもかかわらずNSPIE結成をきっかけとした職業教育運動展開からスミス・ヒューズ法制定までの動きを一貫したものと捉えられてきたことは否定できない。

けれども実際には、設立当初のNSPIEでは、使用者側の人物を中心に私立や企業立の職業教育機関設立をめざす人々を含んでいたこともあって、最初から職業教育連邦補助法制定支援をめざしていた訳ではなく、同協会がそれを方針にするようになったのは、結成後、少し経ってからのことであった¹⁰⁾。また後述するようにスミス・ヒューズ法案につながる最初の法案であったと考えられるデービス法案は、NSPIEが設立を意図した職業教育機関ではなく、農業ハイ・スクールなど「ハイ・スクール」という名称を持つ教育機関における農業、加工技術、家政に関する教育を連邦補助の対象として想定していた。

上記の事情を念頭に置くならば、実際に連邦議会に提出された法案を分析し、最初に提出されたデービス法案の内容が、どのような修正過程を経て、最終的に成立したスミス・ヒューズ法のそれへと変化していったかを明らかにする必要があろう。それと同時に法案の変遷に、NSPIEにおいて展開された議論が与えた影響も解明する必要もあると考えられる。

上記の先行研究の限界に鑑み本稿では、第一にワシントン D.C.の議会図書館で収集した連邦議会で提出された諸法案¹¹⁾を分析し、同議会に提出された法案がどのような変遷を遂げ、最終的に成立したスミス・ヒューズ法の内容の形成過程を明らかにする。それと

同時にNSPIEの執行委員会や理事会の議事録¹²⁾を分析し、同協会での議論が法案の内容の変容に与えた影響を解明することも意図する。

1. スミス・ヒューズ法制定の社会的・経済的背景

最初にスミス・ヒューズ法制定の社会的・経済的背景についてみることとする。同法制 定の社会的・経済的背景としては、①徒弟制「衰退」問題と熟練労働者養成をめぐる労使 の対抗関係、②公立学校の進級遅滞問題と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題が 挙げられる。

まず前者からみることとする。南北戦争後の産業革命の進行による生産現場への機械導入と分業化の進行に伴い、それまで主たる職業教育の手段であった徒弟制の「衰退」が指摘されるようになった。その一方で労働過程全体を使用者側が支配することを志向した状況下で、労働組合による徒弟制規制に対抗して使用者たち、とりわけ全米製造業者協会(National Association of Manufacturers、以下NAM)に結集した人々は、私立や企業立の職業教育機関設立を志向していた。これに対し労働組合は反発を示したけれども、他方で生産現場への機械導入に伴い、職工に数学、科学、図画製図、技術の理論に関する知識が求められるようになってきた事情も反映して、全米的な労働組合組織の一つであるアメリカ労働総同盟(American Federation of Labor, 以下AFL)は、公立職業教育機関を中心とする職業教育制度確立を条件に、職業教育機関設立を支持するようになった¹³⁾。

つぎに後者についてみることとする。19世紀末から20世紀初期にかけて、西欧、北欧出身の「旧移民」とは宗教や生活習慣の点で異なる特徴をもつ南欧、東欧出身の「新移民」の割合が増加し、彼らの子どもたちが都市部の公立学校に大量に在籍するようになった。その結果、公立学校における進級遅滞が問題とされるようになった。この進級遅滞の下で義務教育期間(当時多くの州で14歳までとされていた)を過ぎて多くの子どもたちが、当時の8年制初等学校の課程を修了せずに公立学校を離れていた。しかしこの時期には熟練職種の徒弟訓練の入職の最低年齢が16歳以降とされていたため、公立学校を離れた14~16歳の年齢層の子どもたちが商店や事務所の「使い走り」のような不熟練職種や低度の熟練しか必要としない職種に従事していた。この結果、この年齢層の子どもたちのことが「浪費された年代」(Wasted Age)として問題にされるようになり、これらの子どもたちに対する職業教育の必要性が提起されるようになった14)。

こうした状況下で、当初私立や企業立職業教育機関設立を志向していた人々を多く含んでいたNSPIEでも、公立職業教育機関を中心とする職業教育機関設立、さらには職業教育への連邦補助法制定への支援を方針としていくことになる¹⁵⁾。

2. 最初の職業教育連邦補助法案(デービス法案)の提出とそれに対するNSPIEの反応

しかし工業教育、農業教育に対する連邦補助法は、何も同法が最初のものではなかった。 まず 1862 年に制定された第一次モリル法 (First Morrill Act) 以降の一連の立法によって、 連邦政府による各州への国有地付与を通して、技師等の専門職養成を目的とするカレッジ 段階の工学・農学教育に対する連邦補助が行われた。また 1887 年に制定されたハッチ法 (Hatch Act) 以降の立法によって、農業試験場を通じた農民に対する農学の知識の普及

に関して各州への連邦補助金支出が行われた¹⁶⁾。しかし工業労働者を養成し、あるいは その教育要求に応える法律は、長らく制定されなかった。

中等段階の工業、農業、家政に関する連邦補助を構想したという点で、スミス・ヒューズ法に直接的につながる法案の最初のものと考えられるのは、1907 年 1 月 22 日に下院でチャールズ・R・デービス(Charles R. Davis)議員が提出した法案 17 (以下デービス法案)であった。同法案は、連邦補助の対象として、「中等段階の農業ハイ・スクール」(agricultural high schools of secondary grade)における農業、家政(home economics)の教育、「中等段階の都市のハイ・スクール」(city high schools of secondary grade)における加工技術(mechanic arts)と家政の教育を想定していた。

ここで問題となるのは、同法案で連邦補助の対象として想定されていたのが、「ハイ・スクール」の名称をもつ教育機関だったことである。この当時「ハイ・スクール」とは、手工ハイ・スクール(manual training high school)、技術ハイ・スクール(technical high school)、総合制ハイ・スクール(comprehensive high school)の技術や職業に関する課程のように技術や職業に関する教育を主な目的とするものを含めて、①入学者に対して、当時の8年制初等学校の修了の学歴かそれと同等の学力を求め、②ハイ・スクール程度のアカデミック科目(英語、数学(代数、幾何など)、科学(物理、化学など)、歴史、地理、外国語)を教授する教育機関を意味していた¹⁸⁾。これに対しNSPIEを中心に展開された職業教育運動では、後述するように初等学校→ハイ・スクールという既存の公教育制度から独立した職業教育機関設立が志向されていた。しかし先述のようにこの法案では、連邦補助の対象として「ハイ・スクール」という名称を持つ教育機関が想定されており、NSPIE等の団体が設立を構想していた職業教育機関は、直接的にはこのデービス法案における連邦補助の主たる対象として想定されていなかった。

またこの法案は、ハイ・スクールにおける職業教育のみならず、ハッチ法以降の立法で連邦政府の補助を受けて設立された州立農業試験場の指導の下にあり、農業ハイ・スクールに附設される農業試験場分場(branch agricultural experimental stations)も補助対象としていた。

これらの特徴は、基本的には 1908 年 2 月 27 日のデービス法案¹⁹⁾ にも引き継がれた。 同法案では、農業、家政、及び加工技術に関する教員養成も連邦補助の対象に加えられた という変化はあったものの、連邦補助の対象となる教育機関の種類が、「中等段階の農業 学校」(agricultural schools of secondary grade)、「都市の中等段階の学校」(city schools of secondary grade) に改められただけで、その性格は、基本的には 1907 年 1 月 22 日の法案 とは変化がなかったとみることができる。

つぎにこれらの法案に対するNSPIEの対応についてみることとする。冒頭でも触れたように、先行研究ではNSPIEが当初から職業教育連邦補助法制定に積極的であったと捉えられてきた。しかし実際に執行委員会や理事会の議事録などの資料を検討すると、職業教育連邦補助法案に関する同協会の態度は複雑な展開なものであったことがわかる。

すでに別稿でも指摘したように、設立当初のNSPIE内部には、公立の職業教育機関設立によってではなく、私立や企業立の職業教育機関の設立によって職業教育振興を実現しようとした人々もかなり含まれていた。そのような事情を反映して、同協会の設立当初の運動方針の中に職業教育連邦補助法案制定支援は盛り込まれていなかった。しかし1908

年1月の理事会で、NSPIEは、公教育としての職業教育制度確立を通した職業教育振興が方針とされるに至った。またそれと連動する形で、同協会の理事会や執行委員会で、職業教育連邦補助法案への対応も議論されるようになった²⁰⁾。

NSPIEの理事会や執行委員会の議事録によれば、最初にこの種の法案に関する議論がみられたのは、1908年3月14日に開催された執行委員会においてであった。この執行委員会では、当時下院に提出されていたデービス法案(1908年2月27日提出のものであると思われる)に言及しながら、工業や農業等に関する「連邦補助の配分及び運営の方法について直ちに徹底的に調査し、報告することへの希望を表明する」²¹⁾ことが決定された。この決定は、一方で職業教育連邦補助法案の必要性は認めながらも、デービス法案の内容を全面的に肯定したものとはいえない微妙なものであった。

その一因は、これらの法案が連邦補助の対象として想定していた教育機関が、目的や性格の点でNSPIEが設立を志向していたそれとは異なっていたことにあったと考えられる。先述のように1907年1月22日及び1908年2月27日提出のデービス法案(とりわけ前者)が連邦補助の対象として想定していたのは、ハイ・スクールあるいはそれと同程度の中等学校(そのなかには、農業ハイ・スクールのみならず、手工ハイ・スクールや技術ハイ・スクールも含まれていたと考えられる)であった。

NSPIEでは、手工ハイ・スクールや技術ハイ・スクールが職業教育機関としての役割を果たすことができないとの理由から、これらの教育機関に対して否定的な議論が展開され 22 、同協会では、既存の公教育制度から独立した、①全日制職業教育機関(そのなかには、職工養成を目的として特定の熟練職種についての教育を行うことを目的としたトレード・スクール(trade school)や、14歳以上であるが、8年制初等学校の課程を修了していない生徒を入学させ、工業に関する基礎的な教育を行うことを目的とする中間産業学校(intermediate industrial school)などが含まれていた)、さらには②定時制(若年労働者を対象に昼間の時間帯にパートタイムで授業を行うもの)や夜間の職業教育機関設立が構想されていくことになる 23 。

しかしその後NSPIEは、職業教育連邦補助法の制定自体に対しては、支持の態度を明確にしていく。1908年12月14日に開催された同協会理事会では、連邦議会に対して、「産業教育と農業教育の進行における直接的で効率的な援助を行うのを可能にするような立法の制定を勧告する」ことが決定された²⁴⁾。しかし同時にこの組織は、法案の内容を自分たちの意向に沿ったものに修正していくような働きかけをしていくことになる。

3. その後の職業教育連邦補助法案の修正と「国庫補助委員会」の設置

その後上・下両院で提出される職業教育連邦補助法案は、同協会の議論を踏まえたものとなっていった。1909年1月20日に下院に提出されたデービス法案 $^{25)}$ では、 連邦補助の対象として、農村及び都市の中等学校における「短期課程」(shorter courses) が加えられた。この「短期課程」は、初等学校に通学する年限を過ぎ、農業、工業、家事に関する職業に就労中か就労した経験がある人々を対象とするものとして想定されていた。さらに1910年1月5日上院にジョナサン・P・ドリバー(Jonathan P. Dolliver)議員が提出した法案(ドリバー法案) $^{26)}$ では、補助対象として8年制初等学校を卒業していない人々のための「補習課程」(continuation courses) も規定されるようになった。

1910 年 1 月 5 日提出のドリバー法案における就労者に対する「短期課程」と初等学校の課程未修了者に対する「補習課程」を区別する規定は、成人労働者を対象とする教育機関と、先述の公立学校の進級遅滞の下で8年制初等学校の課程を修了せずに就労している子どもたちを対象とするそれ、すなわち前者を対象とする夜間の職業教育機関と後者を対象とする定時制のそれを区別するスミス・ヒューズ法の規定の萌芽とみることができる。しかしこの規定は、ただちに、若年労働者に対して昼間の時間帯にパートタイムで授業を行う定時制職業教育機関への補助規定の成立を意味するものではなかった。これは、その後の法案--1910 年 2 月 8 日提出のデービス法案²⁷⁾、1910 年 6 月 22 日提出のドリバー法案²⁸⁾、1911 年 4 月 6 日提出のペイジ法案²⁹⁾ などの法案--では、「補習課程」について、「短期」「夜間」の職業課程を意味するとされており、依然として、若年労働者対象の職業教育機関についても夜間に授業を行うことが前提とされていたからである。

確かに $1910 \sim 11$ 年に、ドイツで若年労働者を対象とする補習学校の整備に尽力したことで知られるG・ケルセンシュタイナー(G. Kershcensteiner)が訪米して、昼間の時間帯にパートタイムで授業を行うドイツの補習学校の理念等について講演しており 30)、また 1910 年 11 月に開催されたNSPIEの第4回大会で、同様の方式で授業を行う定時制職業教育機関に関する議論が展開されたのは事実であった 31)。しかしそれにもかかわらず、当時NSPIE内部でも、若年労働者を対象とする教育機関についても夜間に授業を行うことを前提とする議論も存在しており、この種の教育機関が昼間の時間帯に授業を行うべきだという合意は、依然として成立していなかった 32)。

このほか 1910 年 6 月 22 日に上院に提出されたドリバー法案では、第一次モリル法以降の土地付与法のもとで設立された州立農学・工学カレッジの拡張部門(extension department)に関する規定が新設された。その目的は、一般住民に農業、工業、家政、農村事情に関する教授等を行うことであった³³⁾。この種の施設に対する連邦補助は、後で触れるスミス・レーバー法案が連邦補助の対象として想定していた「農業拡張部門」(agricultural extension department)と目的、性格が極めて類似したものであり、連邦議会での両者の審議の競合により、後述するように法案審議は難航することになる。

以上のように 1910 年 1 月 20 日に提出されたデービス法案以降の一連の法案(以下デービス・ドリバー法案)では、NSPIEの要求に沿った形で「短期課程」や「補習課程」に関する規定が含まれるなどの修正が加えられた。しかしこれらの法案では、依然として農業中等学校に附設される農業試験場分場が補助対象とされていたほか、先述のように1910 年 6 月 22 日提出のドリバー法案では、州立農学・工学カレッジの拡張部門も補助対象に加えられるなど、法案の内容は、必ずしもNSPIEの要求に全面的に沿ったものではなかった。

その後デービス・ドリバー法案は、ドリバー上院議員の死去などの事情もあり不成立に終わった。しかし法案成立のための努力は、キャロル・S・ペイジ(Carroll S. Page)上院議員などによって引き継がれた 34)。ただし 1911 年 4 月 6 日に上院で同議員によって提出された法案(ペイジ法案) 35 及び同年 4 月 20 日提出のデービス法案 36 は、連邦補助対象などの点で、基本的にそれまでのデービス・ドリバー法案と大きな変化はなかった。

こうした状況の下でNSPIEは、法案の目的等は評価しながらも、その内容には疑問を表明し、その修正を求めていくことになる。まず1911年1月20日開催の執行委員会で

は、1910 年 6 月 22 日提出のドリバー法案の「全体的な精神と目的」を高く評価しながら も、同法案に対して、①連邦政府が各州に支出する金額と同額を、各州が支出すること、 ②職業教育が行われる学校の型と場所に関する規定、③教育に関する用語の定義、④連邦 政府による監督などの点で修正が必要だとの議論が展開されていた³⁷⁾。

また 1911 年の 11 月に開催されたNSPIEの第 5 回大会で、職業教育運動の理論的指導者の一人であるデービッド・スネッデン(David Snedden)は、1911 年 4 月 6 日提出のペイジ法案について、①農業試験場の分場などのように、従来から補助対象とされているものも対象とされていることの問題点を指摘すると同時に、②職業教育に関する管理的な機関を、首都ワシントンに設置することが必要だという意見を表明していた³⁸⁾。やがてこれらの議論は、法案の内容に反映していくことになる。

NSPIEにおけるこれらの法案への批判ーーとりわけ用語の定義の明確化への要求ーーを反映して、その後の法案では、それに沿った修正が行われていくこととなる。1912年2月26日上院に提出されたペイジ法案³⁹⁾では、「補習課程」の教授を、初等学校の上級学年の教育に関しても行うことができると規定された。最終的に成立したスミス・ヒューズ法では、若年労働者に対して普通教育中心の教育を施す補習学校も連邦補助の対象に含まれることになるけれども、上記の規定もその源流の一つとして注目される。

また1912年3月7日に下院でウィリアム・B・ウィルソン(William B. Wilson)議員が提出した法案⁴⁰⁾(ウィルソン法案)は、連邦補助の対象となる中等段階の教育機関の定義に「14歳以上」の人々を対象とすることが付け加えられた。この規定は、当時の8年制初等学校上級学年の課程分化に伴い実施される職業予備教育(prevocational education)⁴¹⁾を連邦補助の対象から外すと同時に、公立学校の進級遅滞問題のもとで、初等学校の課程を修了していなかった者たちを入学させる教育機関を、全日制のものを含めて連邦補助の対象とすることを明確化した修正であった。

さらに 1912 年4月 20 日提出のウィルソン法案 42 は、それまでの法案と比べてNSPIEの職業教育制度構想をかなり反映したものとなった。その一つは、この結果が連邦補助の対象として想定する教育機関として、「独立した工業学校あるいは家政学校」(Separate industrial or home-economics school)という形でNSPIEが議論の対象とした職業教育機関を連邦補助の対象として位置づけることが明確にされたことである。

またこの法案では、NSPIEの職業教育制度構想⁴³⁾が受け入れられ、連邦補助の対象として、①全日制クラス(all-day classes)に加え、②職業に従事しているか、あるいはその経験を持つ人々を対象とする定時制・補習クラス(part-time and continuation classes)、③日中自分たちが従事している職業についての教授を受ける 16 歳以上の成人労働者を対象とする夜間クラス(evening classes)が挙げられる。先述のように最終的に成立することになるスミス・ヒューズ法では、連邦補助の対象となる職業教育機関の種類として、①全日制、②定時制、③夜間の3種類を想定することになるけれども、上記の規定は、その先駆けになるものとして注目される。

これらの法案(ペイジ・ウィルソン法案)がNSPIEの議論を反映したこともあり、プロッサーは、同協会の事務局長就任草々、1912年4月1日から翌1913年4月1日までの1年間に「50,000マイル以上の旅行をして」、多くの州、都市で100回以上の講演などの活動を行う 44 など、法案成立のために精力的な活動を展開し、国内の様々な団体の支

持を得ることに成功した45)。

しかし彼の精力的な活動にもかかわらず、これらの法案は成立せずに終わった。その一因は、連邦議会におけるこれらの法案の審議が、第一次モリル法、ハッチ法以降の一連の立法の系譜に位置づくスミス・レーバー法案のそれと競合したことにあった。この法案は、1912 年1月以降何回か連邦議会に提出されたもので、第一次モリル法などの法律によって設立された州立カレッジの指導の下で、一般住民に対して農業と家政に関する教授等を行うことを目的とした「農業拡張部門」を設立し、それに対し連邦補助金を支出することを意図したものであった⁴⁶⁾。この「農業拡張部門」は、ペイジ・ウィルソン法案が連邦補助の対象としていた工学、農学カレッジの拡張部門と目的、性格の点で類似していた。

しかしスミス・レーバー法案とペイジ・ウィルソン法案との間には、主たる連邦補助の対象として想定されていた教育機関に違いがあった。前者は、基本的には農業教育に対する補助法案であったのに対し、後者は、工業教育を含む中等段階の職業教育を連邦補助の対象とした法案であった。こうした事情を反映してスミス・レーバー法案は、農業関係者の支持を受けていたのに対し、ペイジ・ウィルソン法案は、企業家や労働組合など工業関係者の支持を受けていた。

しかし 1913 年になると、議会内でも両法案の調整を図る動きが表面化することになる。まず同年の上院選挙後、スミス・レーバー法案の提案者の一人であるスミス上院議員とN S P I E の役員たちとの間に紳士協定 47 が結ばれ、その結果 1914 年 1 月のスミス・レーバー法の成立とペイジ・ウィルソン法案の不成立を受けて、前者の提案者であったスミス上院議員の提案により、同年 1 月に連邦議会に「国庫補助委員会」が設定され、その 6 月までに同委員会は報告書を提出することになった。

4.「国庫補助委員会報告書」提出とそれを受けたスミス・ヒューズ法案の提出

1914 年 6 月 1 日に提出された「国庫補助委員会報告書」は、当時の社会的・経済的状況などの点から職業教育への連邦補助を正当化するとともに、①補助対象となる職業教育の分野(農業、工業、家政)、②補助対象となる教育機関の種類(全日制、定時制、夜間学校)や教育課程に関する条件など、制定されるべき連邦補助法に盛り込まれるべき条項についての勧告を行った48。

また同報告書が提出されたのと同じ、1914年6月1日に提出されたスミス法案⁴⁹⁾及びヒューズ法案⁵⁰⁾は、この報告書の勧告の内容を反映したもので、一部の規定を除き、1917年に最終的に成立することになるスミス・ヒューズ法の基本的な枠組みが成立したとみることができる。

これらの法案には、「国庫補助委員会報告書」の内容を反映し、同委員会設置以前の法案とは、内容的に多くの点で異なっていた。一つは、補助対象となる機関である。先述のように「国庫補助委員会報告書」提出以前の法案では、農業試験場分場やカレッジ拡張部門に対する補助規定が含まれていたが、報告書提出後の法案では、スミス・レーバー法の内容との重複を避けるため、その規定は削除された。

二つ目は職業教育の定義の明確化である。両法案では、連邦補助の対象となる職業教育の目的を「有益な雇用」(useful employment)への準備とすることが明記された。また補助対象となる職業教育の水準については、「カレッジ段階より下」の段階のもので、14歳

以上の者を対象とすることが明確にされていた。同様の趣旨は、先述のように「国庫補助委員会」設置以前の法案、とりわけ 1912 年 4 月 20 日提出のウィルソン法案にも含まれていたけれども、このスミス法案やヒューズ法案では、この趣旨が簡潔かつ明確に示された。また連邦補助の対象となる教育機関については、それまでの法案にみられた「ハイ・スクール」「中等段階の学校」等の用語が使用されておらず、NSPIEが志向していた既存の公教育制度から独立した職業教育機関を念頭に置いた規定とされたことも注目される。

三つ目は職業教育への連邦補助金の使途が明確化されたことである。それ以前の法案でも、連邦補助金を敷地や校舎の購入への充当禁止規定はあったものの、それ以外の使途については明確な規定がなかった。しかしこれらの法案では、補助金の使途は、職業科目の教員養成の他、職業科目の教員等の給与、すなわち①農業科目の教員、監督者、指導主事、及び②工業科目の教員の給与に限定された(最終的に成立したスミス・ヒューズ法で補助対象となった家政科目の教員給与が、補助対象に加えられたのは1916年2月10日提出のヒューズ法案以降の法案であった)。

四つ目は「国庫補助委員会報告書」の勧告を受けて、連邦補助の対象となる職業教育機関の教育課程に関する規定(①全日制工業教育機関の場合、授業時間の半分以上を「有用なあるいは生産的な基礎に基づいた実際的な課業」に充てること、②全日制農業教育機関では、少なくとも6ヶ月間、学校附属の農場あるいはその他の農場における農業実習を行うこと、③夜間工業教育機関については、生徒の日常の業務を補完する教授に限定すること、④定時制工業教育機関については、若年労働者の知的・職業的な知性を向上させるためのいかなる科目をも連邦対象にするという規定)が設けられたことである。なお両法案では、工業教育に関する補助金の1/3を定時制学校・クラスに充てなければならないとする規定も設けられた(なお1916年2月10日提出のヒューズ法案以降の法案では、これらの現在について、工業教育(機関)が工業、家政教育(機関)に改められた)。

スミス法案、ヒューズ法案の内容が、「国庫補助委員会」の諸勧告を踏まえたものとなったこともあって、これらの法案に対するNSPIEの態度は、きわめて好意的なものとなった。同協会は、スミス・ヒューズ法案の連邦議会通過のために、国内の様々な団体に働きかけを行い、①企業の団体である合衆国商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) 51 、②労働組合組織であるAFL 52 、③学校教員の団体である全米教育協会(National Education Association、NEA) 53 、④家政教育団体としての全米家政学会(American Home Economics Association) 54 といった幅広い団体の支持を取り付けていった。

5. 連邦職業教育委員会の構成をめぐる問題とスミス・ヒューズ法成立

しかしNSPIEは、両法案のすべての内容を支持していたわけではなかった。これらの法案について同協会が不満を感じていたのは、職業教育への連邦補助等を管轄する目的で設立される連邦職業教育委員会(Federal Board for Vocational Education)の構成であった。

1914 年 6 月 1 日提出のスミス法案、ヒューズ法案は、同委員会設置に関する規定を含んでいたものの、同委員会については、郵政長官、内務長官、商務長官、労働長官という連邦政府の閣僚及び合衆国教育長官で構成することを想定しており、各産業分野の代表者など常勤の委員を任命することは想定していなかった(ただし法律の執行のために必要な

226

助手などのスタッフを雇用することは可能だとされていた) 55 。この方針は、1915 年 12 月 6 日に提出されたヒューズ法案 56 、1915 年 12 月 7 日に提出されたスミス法案 57 、さらには 1916 年 1 月 31 日に上院教育・労働委員会に付託されたスミス法案 58 にも継承された。

連邦職業教育委員会を連邦政府の閣僚等で構成するという規定に対し、NSPIEや合衆国商工会議所からは、その職務に専念できる人々を委員会の構成員に含めるように、修正を求める議論が出された⁵⁹⁾。こうした経緯を経て、その後提出された法案(1916 年 2月 10 日提出のヒューズ法案⁶⁰⁾、1916 年 7月 10 日に下院にアイザック・シーゲル(Isaac Siegel)議員が提出した法案⁶¹⁾)では、連邦職業教育委員会を、連邦政府の閣僚や合衆国教育長官に加え、製造業、商業、農業代表のように職業教育に関係のある各界の代表者などによって組織することが提案された。

しかしその後、上院に提出されたスミス法案(1916 年 7 月 19 日提出のスミス法案への修正案⁶²⁾)では、連邦職業教育委員会の構成については、それまで通りの規定とされていた。同法案では、①職業教育一般及び農業、工業教育等の専門家を助手として任命し、また②各産業分野や労働者、普通教育関係者の代表者から構成される諮問委員会を設置することを規定していたものの、連邦職業教育委員会自体については、それまで通り連邦政府の関係閣僚等で構成するように規定していた。こうした規定は、同年 7 月に上院でいったん可決され、8 月 25 日に下院教育委員会に付託されたスミス法案⁶³⁾ にも引き継がれていた。

これに対し、NSPIEは不満を持ちながらも、助手や諮問委員会に関する規定が設けられるなどの前進面を評価する姿勢も示し、これらの人々が実質的に、連邦職業教育委員会が果たすべき役割を果たしていくことへの期待を表明していた⁶⁴⁾。

やがて上記の議論を反映して、スミス・ヒューズ法制定が間近な時期になると、上院に提出、審議された法案にも、下院に提出された法案と同様、連邦職業教育委員会に各産業分野の代表者や労働者の代表を加える方向で修正が加えられることになる。

まず先述のように 1916 年 7 月に上院でいったん可決されたスミス法案は、連邦職業教育委員会について、依然として連邦政府の関係閣僚等によって構成することにしていた。これに対し下院では、この委員会について、連邦政府の関係閣僚等に加えて、製造業代表1名、商業代表1名、農業代表1名、労働者代表1名、合計4名の市民を含むように修正された⁶⁵⁾。さらにその修正案が1917年1月9日に下院を通過した後、両院協議会を経て、法案成立直前の同年2月14日に上院に再度提出されたスミス法案では、連邦職業教育委員会について、連邦政府の関係閣僚等以外に加えられる委員の人数は4人から3人に削減され、その内訳は、製造業代表、農業代表、労働者代表各1人とされた⁶⁶⁾。

最終的に 1917 年 2 月 23 日に成立したスミス・ヒューズ法ではこの規定は簡略化され、委員会に先述の関係閣僚、合衆国教育長官に加えて、上院の同意を経て大統領が任命する 3 人の合衆国市民が含まれることのみが規定された⁶⁷⁾。しかしその人選に当たっては、先述の 1917 年 2 月 14 日に再提出されたスミス法案の趣旨が生かされ、①労働者代表、②農業代表、③製造業及び商業代表の各 1 名が選出された⁶⁸⁾。

これまでみてきた連邦職業教育委員会の構成をめぐる議論もあって、スミス法案やヒューズ法案 (スミス・ヒューズ法案) をもとにしたスミス・ヒューズ法の成立には、1914

年6月の「国庫補助委員会報告書」提出から 1917 年2月の最終的な成立まで、約2年半の時間がかかることになった。

先述のようにNSPIEは、法案通過のために、国内の様々な団体の支持を取り付け、この法案通過のための運動を展開した。それにもかかわらず法案の審議が遅れたことについては、先述の連邦職業教育委員会の構成をめぐる議論のほか、①既にスミス・レーバー法が成立していたにもかかわらず、農民を代表とする人々など、法案の成立に依然として反対する勢力が存在していたこと⁶⁹⁾や、②アメリカ国内の政治情勢(1916 年 11 月に大統領選挙や連邦議会選挙が予定されていた)が、法案審議の遅れに影響を与えた⁷⁰⁾。

そのような状況の中で同法案の審議を加速した動きの一つとして、NSPIEの働きかけを受けた 1915 年 12 月の議会及び 1916 年 1 月の議会でのウィルソン大統領の演説による法案通過の督促を挙げることができる 71 。これを受けて 1917 年 2 月 16 日には両院協議会で妥協案が成立し、その後、上院、下院でもそれぞれ可決された 72 。1917 年 2 月 26日には、ウィルソン大統領が成立した法案に署名し、ここにスミス・ヒューズ法は成立をみた 73 。こうして「国庫補助委員会報告書」提出から約 2 年半の後に、スミス・ヒューズ法は最終的に成立することになった。

まとめ

本稿では、連邦議会に提出された諸法案を分析し、これらの法案の変遷過程と最終的に成立したスミス・ヒューズ法の内容の形成過程を解明することを目的とした。それと同時にNSPIEの執行委員会や理事会の議事録を分析し、同協会での議論が法案の内容の変遷に与えた影響を明らかにすることも意図した。

冒頭でも述べたように先行研究では、スミス・ヒューズ法の制定過程は、NSPIE結成から同法成立までの一貫した流れとして捉えられる傾向が強かった。しかし実際に連邦議会に提出された法案やNSPIEの理事会、執行委員会の議事録をみると、同法の制定過程は、かなり複雑なものであったことが分かる。

このことは、最初の職業教育連邦補助法案だと考えられる 1907 年 1 月 22 日提出のデービス法案の内容とそれに対するNSPIEの反応を見てもわかる。まずこの法案をみると、連邦補助の対象として想定されていたのは、NSPIEが設立を構想していた職業教育機関ではなく、農業ハイ・スクールなど「ハイ・スクール」の名称をもつ教育機関における農業、加工技術、家政教育、及び農業ハイ・スクールに附設される農業試験場分場であった。これらの特徴は、1908 年 2 月 27 日提出のデービス法案にも引き継がれた。

そのためこれらの法案に対するNSPIEの態度は微妙なものであった。1908年3月14日の執行委員会では、職業教育への連邦補助の必要性は認めながらも、法案の内容には様々な検討の余地があるという意向が表明されていた。

しかしその後の法案(デービス・ドリバー法案、ペイジ・ウィルソン法案)では、全日制の課程のみならず、「短期課程」「補習課程」、さらには定時制や夜間の課程が連邦補助の対象に加えられるなど、NSPIEの意向を踏まえたものとなっていった。このこともあって法案に対する同協会の態度も積極的なものとなっていった。それにもかかわらず連邦議会での法案の審議は、州立カレッジの指導のもとでの「農業拡張部門」に連邦補助を行うことを目的とした、スミス・レーバー法案の審議と競合したこともあって難航した。

しかし 1913 年の上院選挙後、スミス・レーバー法案の提案者の一人であるスミス上院議員とNSPIEの役員たちとの間に紳士協定が結ばれ、スミス・レーバー法案の成立と引き替えに、連邦議会に「国庫補助委員会」が設立されることになった。同委員会報告書提出と同じ 1914 年 6 月 1 日に提出されたスミス法案やヒューズ法案では、それまでの法案と比べ、①連邦補助金の使途、②補助対象となる職業教育機関の教育課程などの点で、最終的に成立するスミス・ヒューズ法の基本的な枠組みをほぼ含んだものとなった。これらの法案が「国庫補助委員会」設置以前の法案よりも、NSPIEの意向に沿ったものとなったこともあって、同協会は法案への積極的な支持を表明するとともに、他団体(AFL、合衆国商工会議所、全米家政学会など)にも法案支持を働きかけ、これらの団体の支持を取りつけることに成功した。

それにもかかわらずその後も連邦レベルの職業教育行政を管轄するために設置される連邦職業教育委員会の構成をめぐる論争のほか、議会内の事情もあって遅れることとなった。 NSPIEの働きかけを受けたウィルソン大統領の督促を受けて連邦議会では、法案を可決するに至り、ここにスミス・ヒューズ法は成立することとなる。

以上の経緯をみるとスミス・ヒューズ法の制定は、当初から職業教育運動で一貫して追求されて実現したものでは必ずしもなく、当初NSPIEの職業教育制度構想に沿った内容のものではなかった法案の内容が、しだいに同協会などの議論を反映した形で修正されていった過程であるとみることができる。なお同法制定の結果、アメリカにおける職業教育は数量的に大きな発展を遂げることになるけれども、この点については機会を改めて検討することとする。

(注)

- 1) 佐々木英一『ドイツにおける職業教育・訓練の展開と構造』風間書房(1997 年)、4 頁。
- 2) 本田由紀『教育の職業的意義』筑摩書房(2009年)。
- 3) 伊藤一雄、佐々木英一、堀内達夫編著『新版 専門高校の国際比較』法律文化社(2006年)、2~3頁。
- 4) Public Law No. 374, 64th Congress, "An Act to Provide for the Promotion of Vocational Education; to Provide for the Cooperation with the States in the Promotion of Such Education in Agriculture and the Trades and Industries; to Provide for the Cooperation with the States in the Preparation of Teachers of Vocational Subjects; and to Appropriate Money and Regulate Its Expenditure", (Smith-Hughes Act), 1917. この法律の内容は、拙稿「アメリカ職業教育連邦補助立法における補助金支出の条件の歴史的変遷ーースミス・ヒューズ法から 1963 年職業教育法まで」『学校の技術・職業教育と学校外の職業教育・訓練の関係についての国際比較研究』(平成5年度科学研究費補助金総合研究(A)(代表:佐々木 享)研究成果報告書)、1994年を参照されたい。
- 5) 田中喜美『技術教育の形成と展開』(多賀出版、1993年)、199頁。
- 6) 職業教育運動の展開とスミス・ヒューズ法の展開に関する研究のうち、伝統的な職業 教育史研究の系譜に属する研究としては、C. A. Bennett, *History of Manual and Industrial*

Education 1870 to 1917, Chas. A. Bennett Co., Inc., (Peoria, Ill., 1937), pp. 542-550; L. S. Hawkins, C. A. Prosser, J. C. Wright, Development of Vocational Education, American Technical Society, Chicago (1951), pp.33-122. また「再解釈主義」教育史学の影響のもとで出されたものは多いけれども、ここでは、H. Kantor, D. Tyack ed., Work, Youth, and Schooling: Historical Perspectives on Vocationalism in American Education, Stanford University Press, Stanford, CA (1982); D. J. Hogan, Class and Reform: School and Society in Chicago 1880-1930, University of Pennsylvania Press, (Philadelphia, 1985) を例示するに留める。

- 7) Bennett, op. cit., pp. 532-550.
- 8) Hawkins, et.al., op. cit., pp.33-122.
- 9) S. J. Lloyd, An Investigation into the Development of the National Society for the Promotion of Industrial Education and Its Role in Promoting Federal Aid to Vocational Education, Unpublished Doctoral Dissertation, (1979).
- 10) 拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会(NSPIE) における公教育としての職業教育制度構想の形成--職業教育機関の管理をめぐる労使の議論との関係を中心に」『産業教育学研究』第35巻第2号(2005年7月)。
- 11) 本稿では、ワシントンD・Cの連邦議会図書館の法律図書館 (Law Library) にマイクロフィルムで保存されている諸法案を利用した。なお分析対象とする法案の選定に当たっては、Hawkins, et.al., op. cit, pp. 394-396 の法案のリストを参考にした。
- 12) これらの資料は、NSPIEの後身である「キャリア・専門教育協会」(Association for Career and Technical Education (ACTE)、バージニア州アレキサンドリア) に所蔵されているものである。
- 13) 拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会(NSPIE)における公教育としての職業教育制度構想の形成」、前掲論文。なお当時の熟練労働者養成をめぐる労使の対抗関係をめぐる文献としては、P. H. Douglas, *American Apprenticeship and Industrial Education*, Columbia University, (New York, 1921), 木下 順『アメリカ技能養成と労資関係』ミネルヴァ書房(2000年)を挙げることができる。
- 14) 田中喜美、前掲書、207~221頁。
- 15) 拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会 (NSPIE) における公教育としての職業教育制度構想の形成」、前掲論文、12~15頁。
- 16) 第一次モリル法以降の土地付与法の展開については、Hawkins, et.al., *op. cit.*, pp.75-79 に詳しい。
- 17) 59th Congress, 2d Session, "H. R. 24757", in the House of Representatives, January 22,1907.
- 18) 手工ハイ・スクール、技術ハイ・スクールなどの教育機関については、拙稿「1900 ~ 10 年代のアメリカ合衆国における中等教育としての職業教育の成立」『岩手大学教育学部研究年報』第58巻第1号(1998年10月)を参照されたい。
- 19) 60th Congress, 1st Session, "H. R. 18204", in the House of Representatives, February 27, 1908.
- 20) この点については、拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会 (NSPIE) における公教育としての職業教育制度構想の形成」前掲論文を参照されたい。
- 21) "Minutes of the Executive Committee", the National Society for the Promotion of Industrial

Education, (以下 NSPIE-EC と略す), March 14, 1908, pp.9-10.

- 22) 1909 年 12 月 17 日の理事会に提出された「産業訓練と普通教育制度の関係について 検討するための十人委員会」の報告書では、手工ハイ・スクールや技術ハイ・スクールに ついて否定的な見解が述べられていた ("Minutes of the Board of Managers", the National Society for the Promotion of Industrial Education,(以下 NSPIE-BM と略す), December 17, 1909, pp.9-10, pp.11-12.)
- 23) NSPIEにおける職業教育機関の具体像をめぐる議論については、拙稿「アメリカ合衆国における公教育としての職業教育制度構想の形成——全米産業教育振興協会(NSPIE)の活動を中心に」『産業教育学研究』第 26 巻第1号(1996 年1月)を参照されたい。
- 24) NSPIE-BM, December 14, 1908, op. cit., p.12.
- 25) 60th Congress, 2d Session, "H. R. 18204", in the House of Representatives, January 20, 1909.
- 26) 61st Congress, 2d Session, "S. 4675", in the Senate of the United States, January 5, 1910.
- 27) 61st Congress, 2d Session, "H. R. 20374", in the House of Representatives, February 8, 1910.
- 28) 61st Congress, 2d Session, "S.8809 [Report No.902]", in the Senate of the United States, June 22, 1910.
- 29) 62d Congress, 1st Session, "S.3", in the Senate of the United States, April 6, 1911.
- 30) ケルセンシュタイナーの訪米については、E. A. Krug, *The Shaping of American High School 1880-1920*, The University of Wisconsin Press, Madison, Wis, (1964), p.235 において言及されている。なおアメリカにおける彼の一連の講演のうち、補習学校の理念等に関するものは、G. Kerschensteiner, *Three Lectures on Vocational Training*, The Commercial Club of Chicago, (Chicago, 1911) に収録されている。
- 31) 定時制職業教育機関に関するNSPIE第4大会の議論は、W. B. Hunter, "The Fitchberg Plan", in *Proceedings, Fourth Annual Convention, Boston, Massachusetts, NSPIE Bulletin*, no.13, (1911), pp.93-108; F. B. Dyer, "Industrial Education in Cincinnati", in *ibid.*, pp. 123-128; C. A. Prosser, D. Snedden, "Summation", in *ibid.*, pp.143-144 にみることができる。
- 32) NSPIE-EC, June 15, 1911, p.140.
- 33) "S.8809 [Report No.902] ", June 22, 1910, op. cit.
- 34) Hawkins, et. al., op. cit., p.80, Lloyd, op. cit., pp. 135-136.
- 35) 62d Congress, 1st Session, "S.3", in the Senate of the United States, April 6, 1911.
- 36) 62d Congress, 2d Session, "H. R. 6333", in the House of Representatives, April 20, 1911.
- 37) NSPIE-EC, January 20, 1911, pp.113-114.
- 38) D. Snedden, "Report of Committee on National Legislation", *Proceedings of the Fifth Annual Meeting, NSPIE Bulletin,* no.15, (1912), pp.126-134.
- 39) 62d Congress, 2d Session "S.3 [No. 405]", in the Senate of the United States, February 26, 1912.
- 40) 62d Congress, 2d Session, "H. R.21490", in the House of Representatives, March 7, 1912.
- 41) 職業予備教育については、田中喜美、前掲書、218~236 頁を参照されたい。
- 42) 62d Congress, 2d Session, "H. R.23581", in the House of Representatives, April 20, 1912.
- 43) この点については、拙稿「アメリカ合衆国における公教育としての職業教育制度構想

- の形成」前掲論文を参照されたい。
- 44) "Annual Report of the Secretary of the National Society for the Promotion of Industrial Education for the Period from April 1st, 1912 to April 1st, 1913", n.d., (バージニア州アレキサンドリアのACTE所蔵)。
- 45) *Ibid.*, pp. 164-165.
- 46) 62d Congress, 2d Session, "H. R. 18160", in the House of Representatives, January 17, 1912;
- 62d Congress, 2d Session, "H. R. 22871", in the House of Representatives, April 4, 1912; 62d Congress, 2d Session, "H. R. 22871", in the House of Representatives, (Passed the House of Representatives, August 23, 1912); 62d Congress, 3d Session, "H. R. 22871", (Passed the Senate with an Amendment, January 29, 1913).
- 47) Hawkins, et. al., op. cit., p. 81.
- 48) Vocational Education: Report of the Commission on National Aid to Vocational Education,
- 63rd Congress 2nd Session, *House of Representatives Document*, no.1004, Vol.1, (1914), Government Printing Office, Washington D.C.
- 49) 63d Congress, 2d Session, "S. 5706", in the Senate of the United States, June 1, 1914.
- 50) 63d Congress, 2d Session, "H.R. 16952", in the House of Representatives, June 1, 1914.
- 51) NSPIE-EC, March 4, 1916, p.3; NSPIE-EC, May 13, 1916, につけられた"Business Men Endorse Federal Aid for Trade Schools"というタイトルの報告書 (*Ibid.*, p.1.)。なおスミス・ヒューズ法案の通過のための運動に全米商工会議所が果たした役割については、Hawkins, et. al., *op. cit.* p.118 に紹介されている。
- 52) NSPIE-EC, September 15, 1915, p.6; NSPIE-EC, October 16, 1915, p.3; NSPIE-EC, December 4, 1915, p.4; NSPIE-EC, May 13, 1916, op. cit. p.3.
- 53) *Ibid.*, p.4.
- 54) スミス・ヒューズ法制定運動と全米家政学会との関わりについては、磯崎尚子『アメリカ中等学校におけるホーム・エコノミックス教育の成立過程の研究』(風間書房)、2000年、232~263頁、及び NSPIE-EC, *op. cit.*, March 4, 1916, p.5 に詳しい。
- 55) "S. 5706" June 1, 1914, op. cit.; "H. R. 16952", June 1, 1914, op. cit.
- 56) 64th Congress, 1st Session, "H. R. 457", in the House of Representatives, December 6, 1915.
- 57) 64th Congress, 1st Session, "S. 703", in the Senate of the United States, December 7, 1915.
- 58) 64th Congress, 1st Session, "S. 703 [Report No. 97] ", in the Senate of the United States, January 31, 1916.
- 59) Lloyd, op. cit., pp.204-205; NSPIE-EC, March 4, 1916, op. cit., p.3.
- 60) 64th Congress, 1st Session, "H. R. 11250", in the House of Representatives, February 10, 1916.
- 61) 64th Congress, 1st Session, "H. R. 16971", in the House of Representatives, July 13, 1916.
- 62) 64th Congress, 1st Session, "S. 703", in the Senate of the United States, July 19, 1916.
- 63) 64th Congress, 1st Session, "S. 703", in the House of Representatives, August 25, 1916, Referred to Committee on Education.
- 64) NSPIE-EC, September 9, 1916, p.3.
- 65) 64th Congress, 2d Session, "S. 703", in the Senate of the United States, February 14, 1917.

この法案は、いったん 1916 年 7 月 5 日に上院を通過し、その後 1917 年 1 月 9 日に修正の上、下院で可決された後、両院協議会で修正されたものである。この法案には、①上院を通過した法案の内容、②下院によって行われた修正、③両院協議会によって行われた修正の三者がともに併記されている。

- 66) *Ibid*.
- 67) Public Law No. 374, 64th Congress, op. cit.
- 68) Hawkins, et. al., op. cit., p. 136. なお同書によれば、最初の連邦職業教育委員会には、連邦政府の農業長官、商務長官、労働長官、教育長官に加えて、労働者代表としてアーサー・E・ホールダー(Arthur E. Holder)、農業代表としてチャールズ・A・グレイトハウス(Charles A. Greathouse)、製造業・商業代表としてジェームズ・モンロー(James P. Monroe)が任命された。
- 69) NSPIE-EC, September 15,1915, op. cit., p.6.
- 70) Hawkins, et. al., op. cit., pp.85-86.
- 71) *Ibid.*, p.87.
- 72) NSPIE-EC, March 10, 1917, p.3; Hawkins, et. al., op. cit., p.120; Lloyd, op. cit., pp.219-220.
- 73) NSPIE-EC, March 10, 1917, op. cit., p.3; Hawkins, et. al., op. cit., p.120; Lloyd, op. cit., pp. 225-226.